

乳幼児医療費請求に際してのお願い

乳幼児医療業務につきまして、ご協力いただきありがとうございます。

習志野市の乳幼児医療費の患者負担額が平成20年8月診療分以降、200円から0円に変更となりました。

現在使用されていない公費負担者番号（83121020）の受給者証を提示されました患者様に対しましては、再度ご確認いただきますようお願いいたします。

また、現在乳幼児自己負担金が0円の市町村は下記のとおりとなっておりますので、受給者証を再確認のうえ請求下さいますようお願いいたします。

乳幼児自己負担金が0円の市町村

- | | | |
|----|-------|----------------------|
| 1 | 市原市 | 平成20年12月診療分以降（0歳児） |
| 2 | 鴨川市 | 平成20年12月診療分以降（0～3歳児） |
| 3 | 習志野市 | 平成20年8月診療分以降 |
| 4 | 睦沢町 | 平成20年8月診療分以降 |
| 5 | 香取市 | 平成19年10月診療分以降 |
| 6 | 君津市 | 平成19年8月診療分以降 |
| 7 | 大網白里町 | 平成19年8月診療分以降 |
| 8 | 長柄町 | 平成19年8月診療分以降 |
| 9 | 長南町 | 平成19年4月診療分以降 |
| 10 | 横芝光町 | 平成18年8月診療分以降 |
| 11 | 匝瑳市 | 平成18年2月診療分以降 |
| 12 | いすみ市 | 平成18年2月診療分以降 |
| 13 | 勝浦市 | 平成15年4月診療分以降 |
| 14 | 浦安市 | 平成15年4月診療分以降 |
| 15 | 大多喜町 | 平成15年4月診療分以降 |

乳幼児医療費請求書(社保用)の請求について

乳幼児医療費請求書(社保用)の請求について以下の通り御協力願います。

医療機関コード及び診療年月は記入漏れのないように、また点数区分の「医科1」「歯科3」「調剤4」「訪問6」には、必ず丸で囲んでください。

入外区分欄については、外来分は「4六外」(平成20年4月診療以降)入院分は「3六入」と記入願います。(月遅れ分以外「6家外」「4三外」「5家入」は使用されません。)

負担金は、乳幼児負担者番号の左から5桁目の数字で判断が出来ます。

例：千葉市	8312	0	014	0円
	8312	1	012	200円
	8312	2	010	0円
	8312	3	018	300円
	8312	4	016	0又は200円

社保分の請求書に、保険者が市町村の請求を混在しないようお願いいたします。

請求額は、現在(平成20年4月診療分以降)下記の通りとなっておりますので御確認ください。

$$\boxed{(\text{請求点数} \times 2割 - \text{負担金額}) \quad \text{自己負担限度額}}$$

乳幼児医療費請求書(社保用)の重複請求による過誤調整が多く発生しておりますので、請求の際には十分御確認をお願いいたします。

乳幼児医療の請求については、診療報酬明細書の写しと乳幼児医療費請求書(社保用)のどちらかの請求となりますが、両方で請求される場合は各々に総括票を添付してください。

請求書及びレセプトは、薄いものはホチキスで留め厚いものは紐でとじてください。尚、国保分レセプトは別に綴ってください。

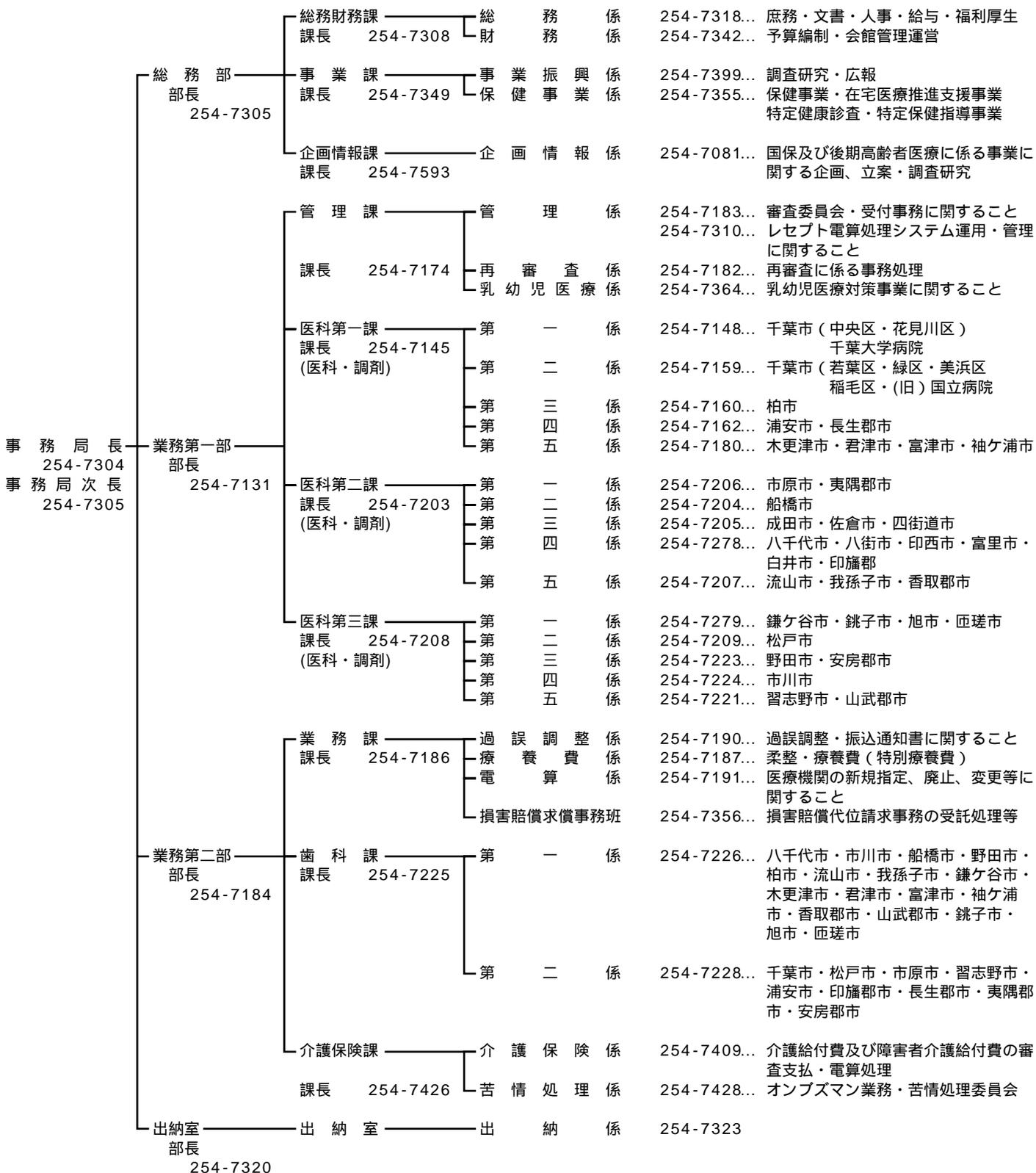
管理課乳幼児係担当 電話043(254)7364

千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表

住 所 〒 263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

(電話 市外局番 043)

F A X 番号 043-254-0048 (1 F) 管理課・医科第一課・業務課
 043-207-9861 (2 F) 医科第二課・医科第三課・歯科課
 043-254-7401 (3 F) 総務財務課・事業課・企画情報課・介護保険課・出納室



お 願 い

レセプトを作成したら必ず見直しを

保険医療機関において、レセプトを作成し提出する際には、コンピューターの入力誤りがないかどうか、又、症状
詳記の記載内容が、傷病名あるいは治療内容と不一致の事
項がないか、十分確認をお願い致します。